

教育データの利活用に関する 各種取組状況について

令和4年(2022年)2月
総合教育政策局 教育DX推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 教育データ利活用に係る論点整理(中間まとめ)

2. 共通ルール

3. 共通ツール



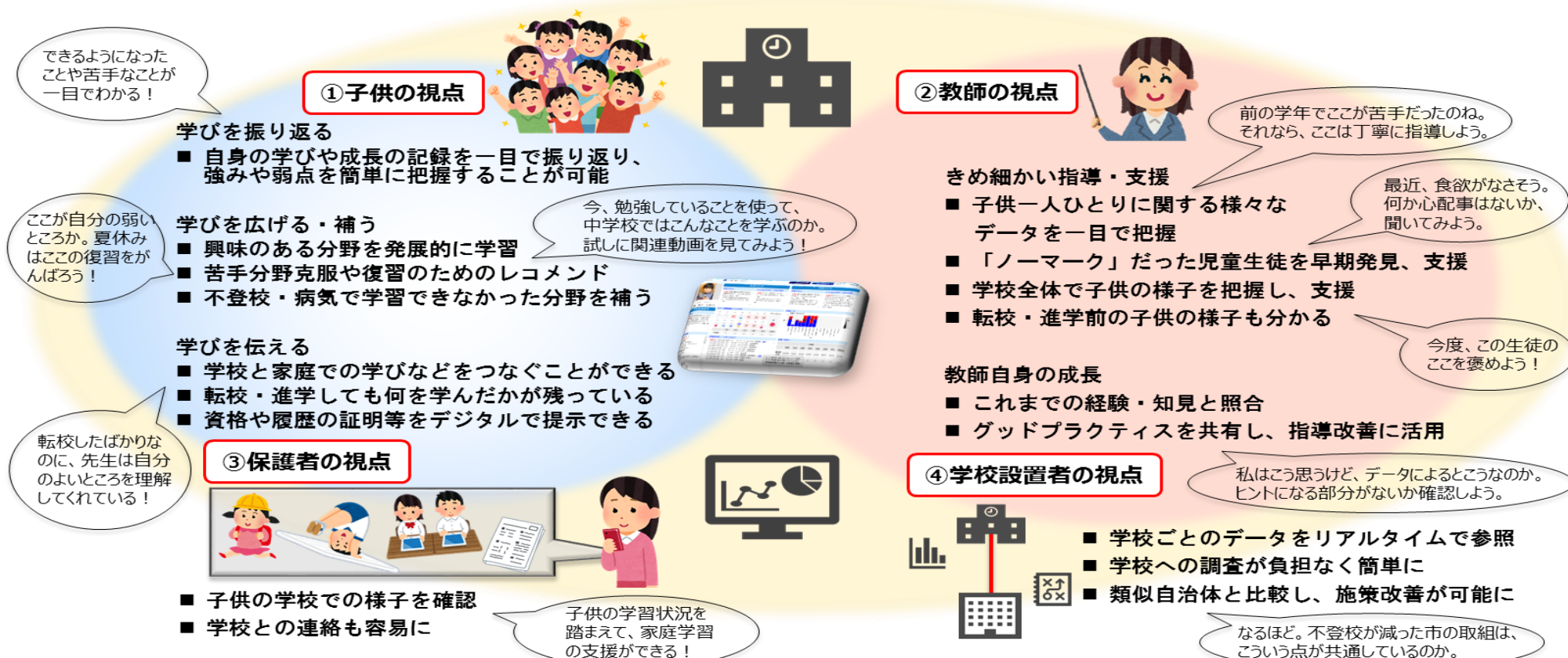
1. 教育データの定義

- ✓ **初等中等教育段階の学校教育**における児童生徒（学習者）のデータが基本。
- ✓ ①**児童生徒**（学習面：スタディ・ログ、生活・健康面：ライフ・ログ）、②**教師**の指導・支援等（アシスト・ログ）③**学校・学校設置者**（運営・行政データ）。
- ✓ **定量的データ**（テストの点数等）**だけではなく、定性的データ**（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）**も対象**。

2. 教育データの利活用の原則

- (1) **教育・学習は、技術に優先**すること
- (2) **最新・汎用的な技術**を活用すること
- (3) **簡便かつ効果的な仕組み**を目指すこと
- (4) **安全・安心**を確保すること
- (5) **スモールスタート・逐次改善**していくこと

3. 教育データの利活用の目的（将来像の具体的イメージ）



4. 教育データの利活用の視点

① 一次利用（現場実践目的）と二次利用（政策・研究目的）

- ✓ 一次利用：個々の児童生徒、特定の状況・場面等に応じて活用。
- ✓ 二次利用：全体の状況・傾向等を把握。
具体的な個人等を特定できる情報は用いない。

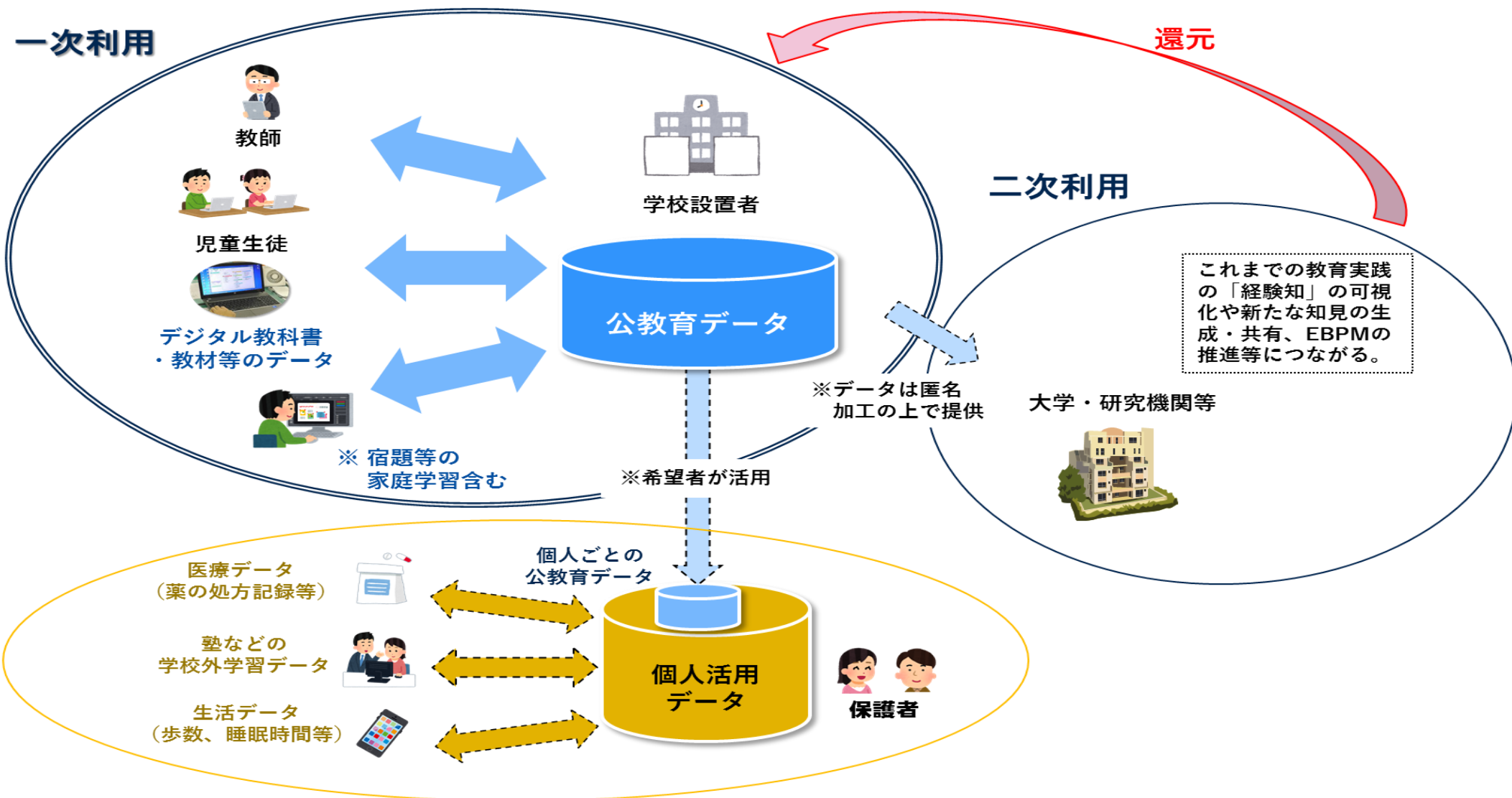
② 公教育データと個人活用データ

- ✓ 公教育データ：公教育の実施に必要なデータ。
- ✓ 個人活用データ：学校外のデータを含め、個人として活用していくデータ。
二次利用を含め、政府全体で検討を深める必要。



GIGAスクール構想による1人1台環境の構築が進む中、

まずは、全国の学校現場で公教育データの一次利用ができる環境の充実が急務。二次利用についても同時並行で検討・実施。



5. 学校現場における利活用（公教育データの一次利用）

- ✓ 各学校において、**便利に利活用できる仕組みの構築**が必要。
- ✓ 様々な教育データを相互に参照し合えることにより、**複数のコンテンツやシステムを円滑に使用できる**ことが重要。



- ✓ 正確な把握に基づく個別最適な対応を行う際、**多面的なデータの活用が有用**。
- ✓ 学校・自治体がデータを主体的に活用できるよう、**ユースケースを収集し、知見の共有を図る**べき。また、**支援体制の構築**や自治体間が**連携できるコミュニティづくり**が必要。
- ✓ **デジタル教科書・教材が連携し、他のデータと併せて活用できる**ようにするべき。
- ✓ 学習ツールの窓口となる「**学習 e ポータル**」の普及促進を図るとともに、ガバメントクラウド構想等も踏まえつつ、**学校・自治体ごとのデータ集約の標準モデル構築等**が必要。

6. ビッグデータの利活用（公教育データの二次利用）

- ✓ 教育水準の向上には、**現場の実践や政策立案に資する、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた評価・改善等**が必要。その際、具体的な個人等を特定できる情報は用いない。



- ✓ 児童生徒や教職員が**実際に活用するシーンから、必要な仕組みを検討**することが必要。
- ✓ 優れた教師の指導の可視化・定量化など、**学校現場が必要とするものをくみ取る**とともに、**効果的だったものが研究者にも伝わる双方向のルート確保**が重要。
- ✓ **データ利活用のポリシーに係る議論を進める**べき。その際、**学習者本人が意図しない形で不利益な取扱い等がされない**ことが必要。

7. 生涯を通じたデータ利活用（個人活用データ）

- ✓ **学びの連続性・継続性というメリットがある一方、本人の望まない形でデータが流通・利用されることを懸念する声**もある。



- ✓ 希望する者が、公教育データだけではなく、**自身の様々な個人活用データを集約し、本人が自由に使えるようにすることで利便性が高まる**。
- ✓ 多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、**政府全体において検討を深める必要**。

8. 教育データの標準化

- ✓ 教育データの相互運用性を確保するため、**データ内容・規格の標準化は不可欠**。
- ✓ 文部科学省「**教育データ標準**」の検討を**加速化**すべき。



- ✓ **国際標準規格に沿いつつ、我が国の実情に合う形で進めていく**べき。
- ✓ **活用結果を踏まえ、改訂・洗練**していくことが求められる。
- ✓ 大学をはじめ生涯を通じた学びにおけるデータ利活用を推進する観点から、**標準化の範囲拡大等に取り組む**必要。
- ✓ **デジタル教科書や様々な教材等で「学習指導要領コード」等を活用**していくべき。
- ✓ 児童生徒IDの在り方については、技術の進展も見つつ、今後、具体的なユースケースをもとに検討が必要。

1. 教育データ利活用に係る論点整理(中間まとめ)

2. 共通ルール

3. 共通ツール

教育データを、データの種類や単位が、サービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく、相互に交換、蓄積、分析が可能となるように収集するデータの意味を揃えること

①データ内容の規格

各国により文脈が異なるため、主に各国が独自に定める必要

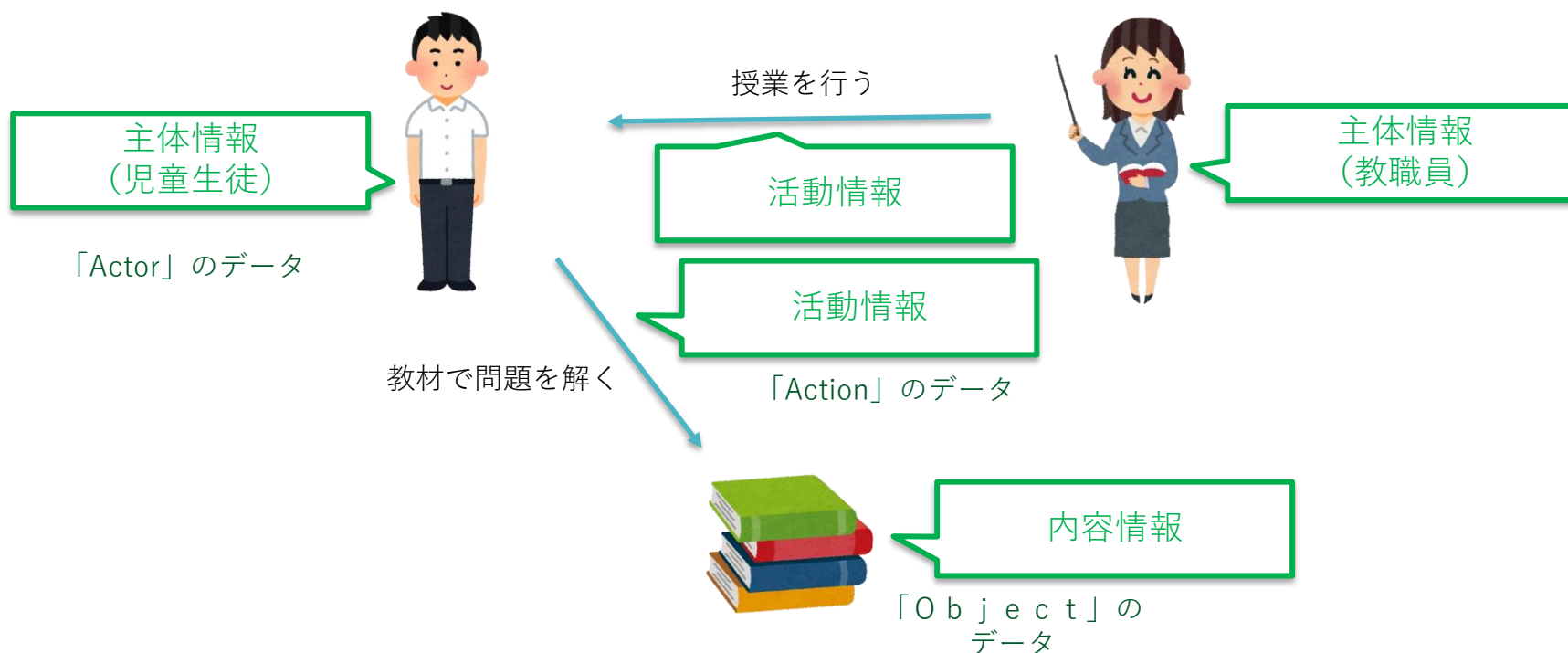
②データの技術的な規格

データの技術的な規格は流通している国際標準規格を主に活用

- 標準化の対象は教育データのうち日本全国で定義の統一が必要なもの
 - ・教育に関するデータは多種多様であり、膨大な種類が存在するが、データ標準化は教育データの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国で定義の統一が必要なものを対象とする。
 - ・なお、実際の教育活動においては、標準化するデータ以外にも、自治体、学校、教職員、児童生徒等が独自に必要と考えるデータを活用することを想定している。
- 共通して使用することが相互のメリットとなることから推奨
 - ・データ標準に則り教育データを互いに活用することで児童生徒がより付加価値の高い学びが可能となる等の意義が高くなることから、今後システムを新規に開発する場合や改修する場合にデータ標準の考え方に則り行われることを推奨するものである。（「データ標準」の使用を法的な義務を課したり、教育機関等に使用を強制するものとはしない。）
 - ・なお、今後、文部科学省が実施する教育情報システムやデータに関する各種施策や補助事業等においては教育データ標準に則り実施することを基本とする。

文部科学省教育データ標準の枠組み

- 教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分する。
 - ①主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
 - ②内容情報 … 学習内容等を定義。
 - ③活動情報 … 何を行ったのかを定義(狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む)
- また、教育データの相互運用性を担保する仕組みの標準を定義する。



- (留意点)
- ・標準化の対象はデータの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なもののみである。
 - ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。(法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。)
 - ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

第1版(2020年度)

10月 「内容情報」の一つである「学習指導要領コード」を公表
12月 「主体情報」の一つである「学校コード」を公表

第2版(2021年度)

12月 「主体情報」を中心に公表

第3版(2022年度)(予定)

秋頃 「内容情報」及び「活動情報」を中心に公表

※1年に1回程度、新規事項及び更新事項の公表を行う予定

文部科学省教育データ標準（学習指導要領コード）の公表

- ✓ 令和2（2020）年10月16日、文部科学省「教育データ標準」（第1版）として小・中・高の最新版学習指導要領分を公表。そのほかの部分も年内にコード化が完了し、公表。
- ✓ G I G Aスクール構想の加速化を受け、できる限り早期に活用できるように、教材事業者等が活用しやすい形（Excel、csv形式）で文科省ホームページにデータを掲載。

（文部科学省教育データ標準（学習指導要領コード）の公表スケジュール）

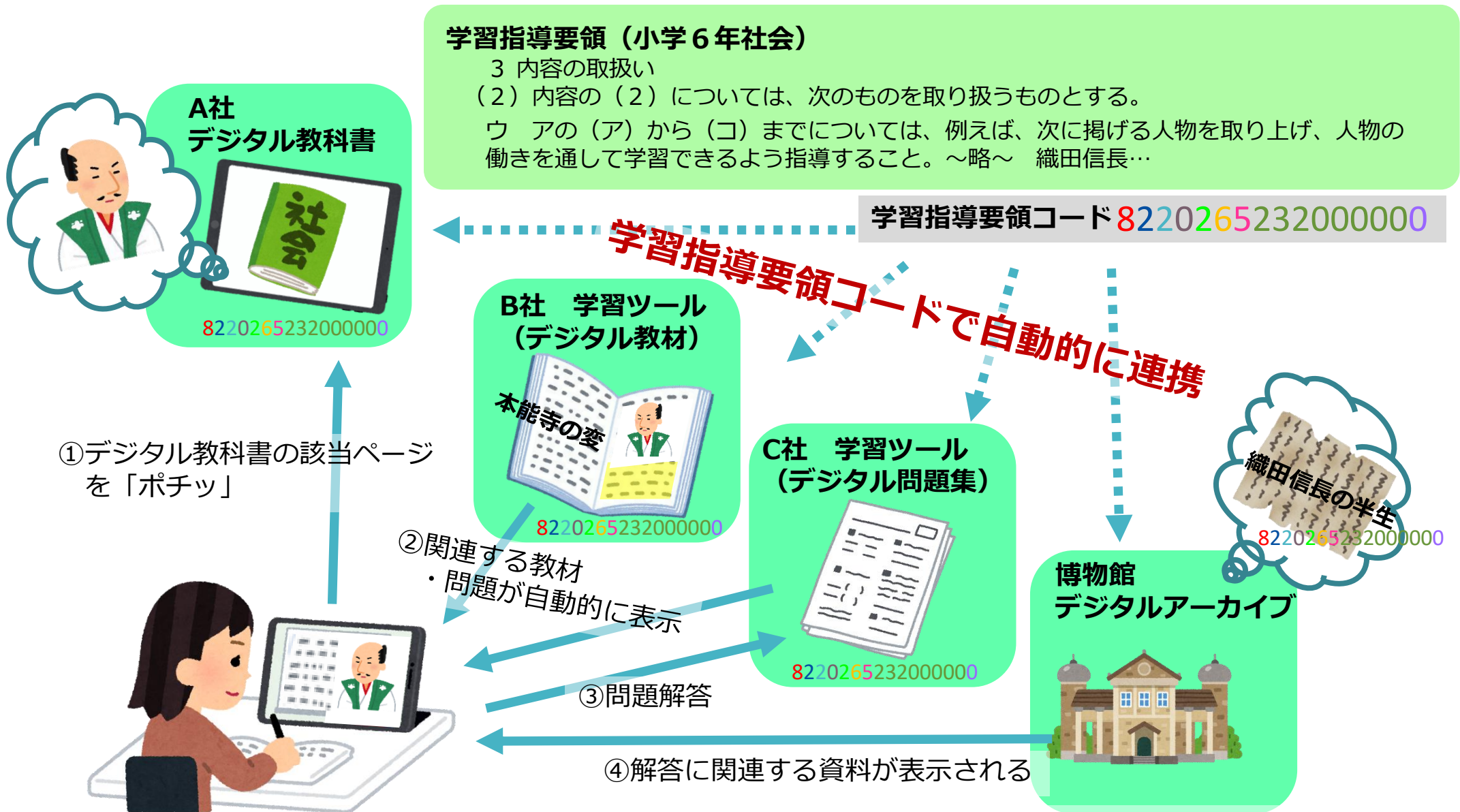
- 10月 小・中・高等学校（最新版の学習指導要領分）
- 11月 小・中・高等学校（前回改訂版の学習指導要領分）
- 12月 幼稚園・特別支援学校（最新版と前回改訂版の学習指導要領分）

コード表

学習指導要領テキスト	コード
B 生命・地球	8260233200000000
(1) 身の回りの生物 身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目して、それらと比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	8260233210000000
ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	8260233211000000
(7) 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺の環境と関わって生きていること。	8260233211100000
(4) 昆虫の育ち方には一定の順序があること。また、成虫の体は頭、胸及び翼からできていること。	8260233211200000
(7) 植物の育ち方には一定の順序があること。また、その体は根、茎及び葉からできていること。	8260233211300000
イ 身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見いだし、表現すること。	8260233212000000
(2) 太陽と地面の様子 太陽と地面の様子との関係について、日なたと日陰の様子に着目して、それらと比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	8260233220000000
ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	8260233221000000
(7) 日陰は太陽の光を返るとでき、日陰の位置は太陽の位置の変化によって変わること。	8260233221100000
(4) 地面は太陽によって暖められ、日なたと日陰では地面の暖かさや温りに違いがあること。	8260233221200000
イ 日なたと日陰の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、太陽と地面の様子との関係についての問題を見いだし、表現すること。	8260233222000000

学習指導要領コード活用イメージ

- 学習指導要領をキーにして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けすることができる。



※教材等の各事項には学習指導要領コードが複数付与される場合もあり、常に1対1となるものではない。
(各事項ごとに学習指導要領コードをタグづけして活用するイメージ)

主体情報：学校コード

(1) 学校コードの必要性

現状・課題

- ・ 社会全体のデジタル化推進が進む中で、これまで学校を一意に識別できる公表された番号が存在しない状況。
- ・ 一般的な調査においては、学校名のみで学校を識別しているため、各種調査を横断したデータの連結や分析が難しい状況。

- ・ 新たに**全国の学校にそれぞれ唯一の「学校コード」を設定**することとし、基本的に変更しないこととする。
- ・ 学校コードは学校名等と共に広く社会に公開し、学校基本調査のみならず様々な調査研究等において活用できるようにする。これにより、様々な調査結果（データ）を学校コードをキーとして横断的に様々な分析が可能になり、第3期教育振興基本計画等に定める教育政策に関するEBPMの推進に資することが期待される。

(2) 学校コードの基本的な取扱い

- ・ 全国の学校に対し、当該学校に固有の「学校コード」を都道府県の協力を得て文部科学省において設定する。
- ・ 学校コードは、①当該学校の種別（学校種）、②所在する都道府県の別（都道府県番号）、③設置者の別（設置区分）、これらの三つの要素により区分された中において重複なく付番される④学校番号及びこれらにより構成される数字等の入力誤りを防止するための⑤検査数字の五つの要素により構成する。
- ・ 学校コードは、学校の新設等により一旦設定された後は変更されることはなく、廃止した場合には当該学校コードは他の学校に流用しないことを基本とする。
- ・ 学校コードは、学校の属性に関する下記の情報とともに文部科学省ホームページにおいて公開する。

学校種、都道府県番号、設置区分、本分校の別、学校名、学校所在地、郵便番号、属性情報付与年月日、属性情報廃止年月日、旧学校調査番号、移行後の学校コード

学校コードのイメージ：B1-01-1-1000002-9

(構成要素間の-は便宜上のもの)

学校コードの構成（計13桁）

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)	検査数字 (1桁)
A1:幼稚園 ※ A2:幼保連携型認定こども園	01:北海道	1:国立	1000000	0
B1:小学校 C1:中学校	~	2:公立	~	~
C2:義務教育学校 D1:高等学校 D2:中等教育学校	47:沖縄県	3:私立	9999999	9
E1:特別支援学校 F1:大学 F2:短期大学			※1桁目に0は 使用しない	
G1:高等専門学校 H1:専修学校 H2:各種学校				

※幼稚園型認定こども園を含む

文部科学省教育データ標準（第2版（2021年度））

●第2版(2021年度)は、これまで制度等に基づき学校において普遍的に活用されてきた主体情報を中心に定義

約340項目

①主体情報

児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。



【児童生徒情報】
性別、生年月日、
在席校、学年 等



【学校情報】
学校コード、児童生徒
数、学級数、教職員数
等



【教職員情報】
免許、勤続年数等



【学校設置者情報】
設置者区分、連絡先
等

②内容情報

学習内容等を定義



【学習内容情報】
教科書・教材等のタイトル等の一般的情報、
対象学年・学習分野等の分類情報、権利情報や作成者等の情報等
学習指導要領コード

③活動情報

何を行ったのかを定義
(狭義の学習行動のみ
ではなく、関連する行
動を含む)

A 生活活動	生活に関する行動の記録 学校の出欠、健康状況等
B 学習活動	学習に関する行動の記録 学習記録、成果物の記録、成績・評価情報
C 指導活動	指導に関する行動の記録 指導分野の記録等

「主体情報」に関するデータ標準の構成

- 「主体情報」は、児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報である。
- 「主体情報」は、①児童生徒、②教職員、③学校、④学校設置者のドメインから構成する。
※なお、④学校設置者は関係者との調整に時間を要するため、今回の公表対象ではなく、調整が整い次第、順次公表を行う。

主体情報のドメイン



児童生徒

属性（性別、生年月）、
学籍（在席校、学年）
等



学校

設置区分・学校種、児
童生徒数 等



教職員

属性、教員免許 等



学校設置者 (〇市、学校法人等)

設置者区分、連絡先
等

- (留意点)
- ・標準化の対象はデータの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なもののみである。
 - ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。(法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。)
 - ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

「主体情報」に関するデータ標準化の構成

- 属性等の基本情報のうち、変動する要素が少ない個人等に属する情報を標準化の対象とする。
※ 日々の活動等により、刻々と変動する要素があるデータ(出欠、学習記録、健康状況など)は「活動情報」とする。
- 「主体情報」のうち、国際標準規格(ISOなど)を活用することが適当な項目(性別、生年月日等)や、分野共通で標準化されている項目(「全国地方公共団体コード」等)は当該定義を活用し、それ以外の項目は本データ標準で新たに定義する。
- 「主体情報」の各項目は、名称、データ型、桁数、コード等の要素を定義する。

児童生徒ドメインのイメージ

データ項目名称	データ型	文字数	コード名	サンプル値	備考
姓名	VCHAR	205	-	教科 太郎	姓と名の間に全角スペースを一文字入れる
都道府県コード	X	2	全国地方公共団体コード	13	https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISNumberNameSearchList?show&jisStdNo=X0401
就学指定校コード	X	13	文科省学校コード	C1xxxxxxxxxx	https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxtSyoto02-000017735_1-1.pdf P75
学校種	X	2	学校種 ※注:学校種コード	A1	

※ データ型の「X」は「半角文字列(記号を含む)」の意、「VCHAR」は、半角英数字、全角文字など任意の文字

※コード名中の「ISO」はスイス・ジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization(国際標準化機構)が定める国際的な標準規格

※コード名中の「文科省学校コード」は教育データ標準第1版において既に定義

- (留意点)
- ・標準化の対象はデータの全てを教育データ項目を網羅しているものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なものを中心に優先的に整備している。
 - ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。(法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。)
 - ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

教育データの相互運用性を確保するための技術的標準

- 教育データの主体情報、内容情報、活動情報の相互運用性を担保する上で必要な技術的な定義を行う。
- 日本の初等中等教育(学校教育)に適した共通に必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステムとして、文科省CBTシステム(MEXCBT)のアクセス機能を有する“学習eポータル”として必要な機能のうち、協調領域に関する部分で国際標準規格等に基づく共通部分を定義する。

機能の 考え方	協調領域	ツール間の相互運用性を担保するため、国際標準規格などの汎用的な定義を行い、各ツールとも実装	・学習ツール連携機能 ・学習ログ受け取り機能
	競争領域	協調領域以外の部分は、各社が創意工夫を行い独自に機能を実装	・ダッシュボード機能 ・時間割・スケジュール機能 等

1. 学習eポータルの機能

①学習の窓口機能

多様な学習リソース(デジタル教科書・教材, 各種ツールなど)の互換性のあるデータを学習eポータルで一覧的に可視化して活用することができる機能(個別最適な学び・協働的な学びへとつながる)

②連携のハブ機能

シングルサインオン等のアクセスの容易化など、学習リソースの利活用の連携のハブとして機能(活用者が便利になるとともに、デジタル教材等事業者が個々のソフトごとに連携する手間が省けて不要なコストがかからなくなる。)

③文科省システム(MEXCBT)のアクセス機能

文科省が運用する公的CBTプラットフォーム(MEXCBT)へアクセスする機能

2. 学習eポータル標準モデル

文科省からの委託に基づき、(一社)ICT CONNECT 21において、研究者、事業者、教職員等による構成メンバーにより議論を行い、協調領域における標準モデルを策定。この標準モデルを踏まえた機能を備えたソフト等の開発を推奨。

https://ictconnect21.jp/ict/wp-content/uploads/2021/10/learning_eportal_standard_V103.pdf

※技術標準として上記の第1章から第6章を参照

※令和3年度内にLTI1.3に対応した「学習eポータル標準モデルVer2.00」を公表予定

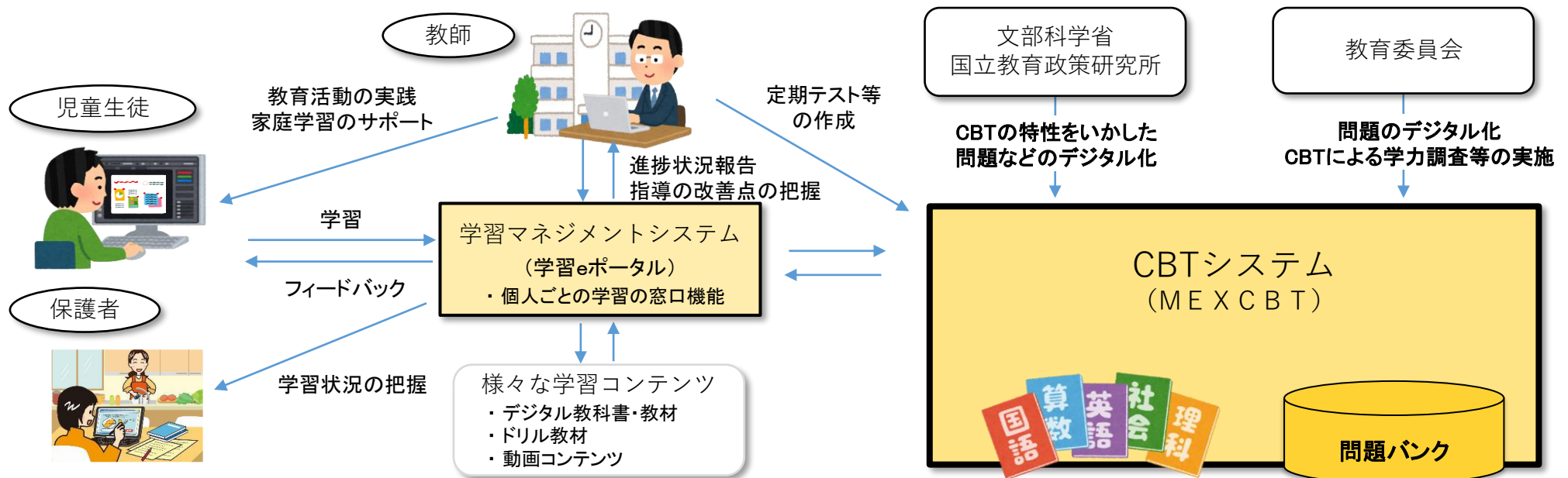
1. 教育データ利活用に係る論点整理(中間まとめ)
2. 共通ルール
3. 共通ツール



共通ツールの整備：①文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム**
- 文部科学省が開発（事業者連合体のコンソーシアムに委託）
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用可能
- 「GIGAスクール構想」により実現する「**1人1台端末**」を活用した「**デジタルならではの学び**」を実現

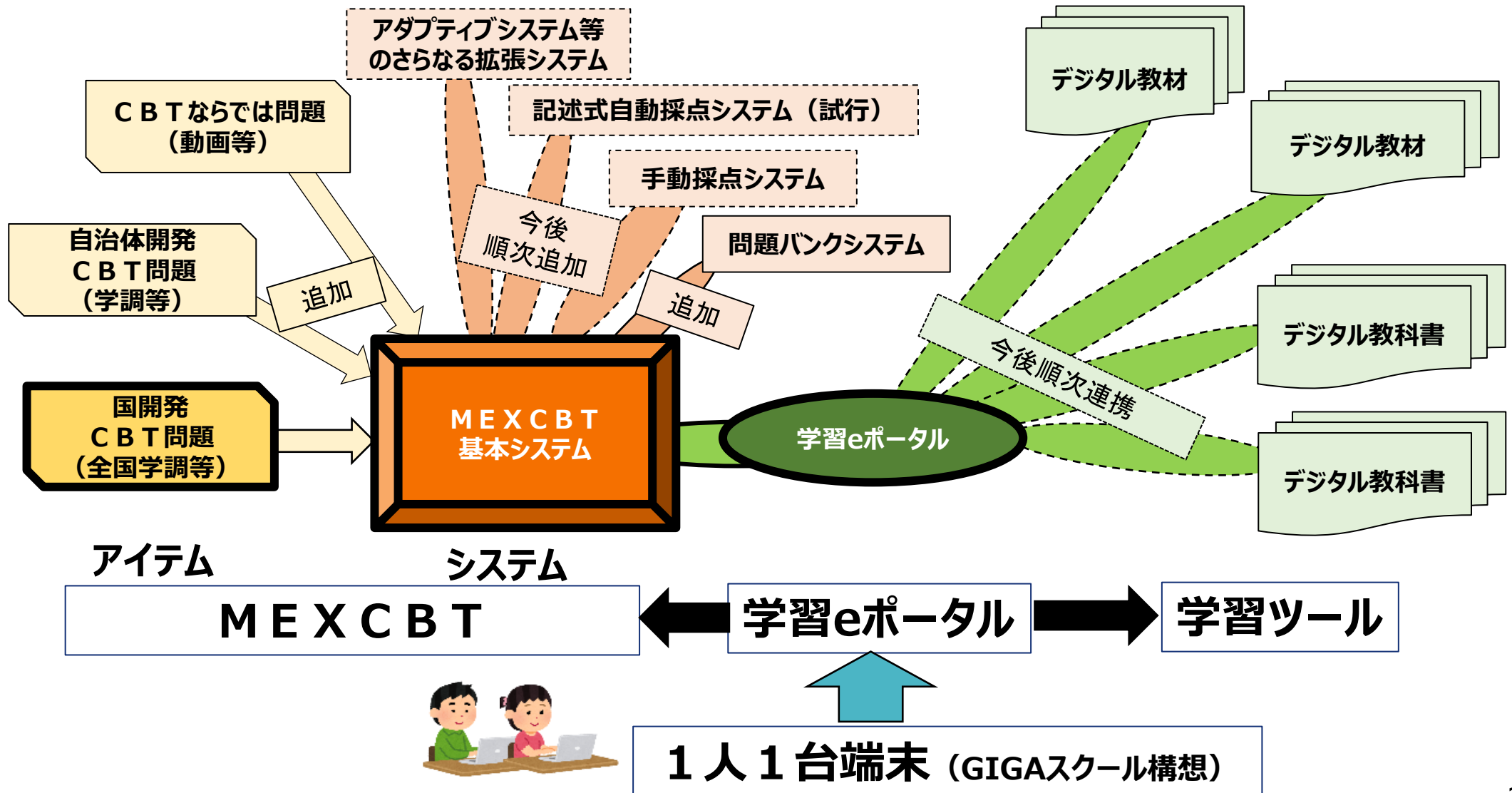
MEXT + CBT
文部科学省 Computer Based Testing



※ CBT : Computer Based Testing

MEXCBTの基本的な考え方

- 公的なC B Tプラットフォームとして、デジタル学習の基盤的な仕組み
- 利活用者、事業者を超えて相互に利活用が可能な汎用的な仕組み
(国際標準規格等の汎用的な仕組みの導入)
→ 問題・データや知見等の相互利活用 (教育D X)



MEXCBTの概要と活用の流れ

システム概要

【総論】

- 児童生徒が学習端末を用いてオンラインで問題演習等ができるシステム(問題やデータの相互運用が可能な国際標準規格に基づく汎用的なシステム)を開発

【活用方法】

- 通常活用している学習端末を用いて、家庭からでも学校からでもアクセスが可能
- 2通りの活用方法が可能

①一問一答形式

学年・教科を選び、一問一答形式で解答後に解説等が表示され学習する方式

②複数問題解答形式

学年等を選び、何問かの束で解答する方式



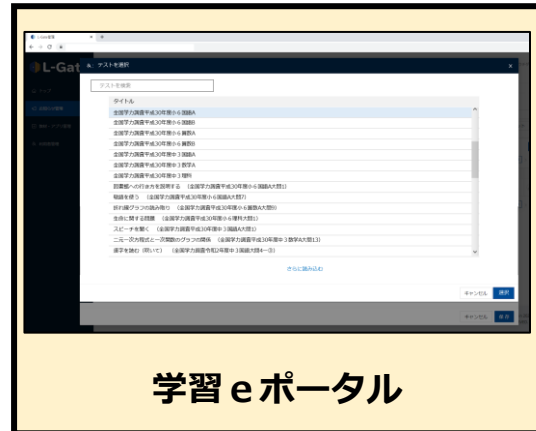
- 選択式問題や一部短答式問題は自動採点

【具体的な問題】

- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用
(例)全国学力・学習状況調査問題、
高等学校卒業程度認定試験問題、
自治体独自の学力調査問題、
動画等を活用した「CBTならではの」問題など

活用の流れ

①問題を選ぶ

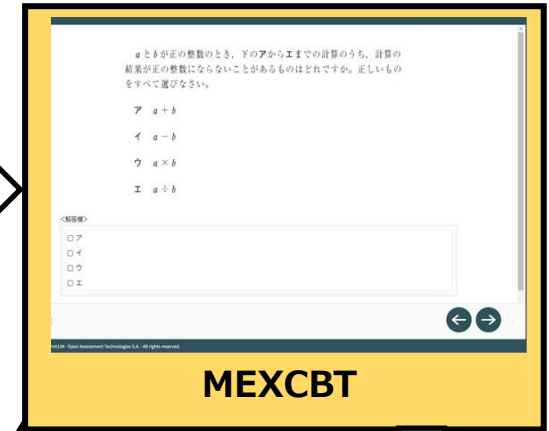


学習 e ポータル

教員



②問題を解いて学習する



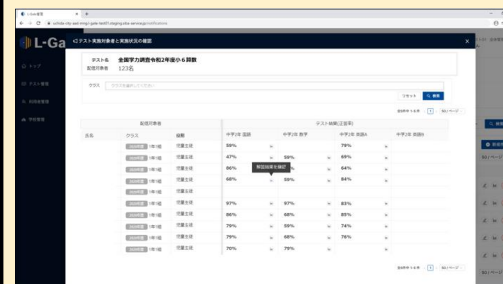
MEXCBT

児童生徒

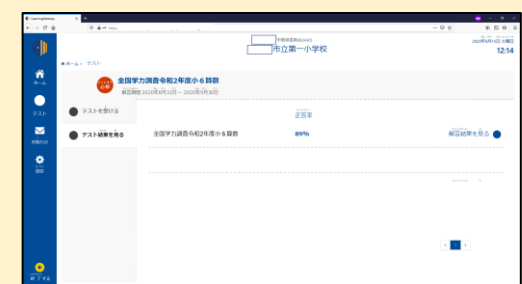


③結果を確認する

クラス内の学習結果を確認



自分の学習結果を確認



学習 e ポータル

MEXCBTのプロトタイプの実証の状況

プロトタイプの実証

- ✓ 令和2年度にCBTシステムのプロトタイプを開発。
- ✓ プロトタイプには、国が作成した既存の問題(全国学力・学習状況調査問題や高等学校卒業程度認定試験問題など)をデジタル化して、約2000問を搭載。
- ✓ これまで延べ約14万人(令和2年度3万人、令和3年度11万人)の児童生徒が活用。

実証の様子

授業での
活用



七尾市立朝日小学校HPより抜粋

朝学習での
活用



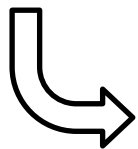
梶原町立梶原学園HPより抜粋

学習の様子



福島大学附属中学校HPより抜粋

MEXCBTを活用した現場からの声(一部抜粋)



MEXCBTは、授業中や放課後に活用したり、家庭学習(宿題)の際に活用したりした。

児童生徒は問題を解けば正答率が出るため、楽しそうに使っていた。今後も利用したい。

教員は配信するだけでテストを利用できるため、印刷や採点の手間が省け、業務効率が向上した。

MEXCBTの全体スケジュール

- 令和2年度からプロトタイプ（試行版）を開発
- 公的なC B Tプラットフォームとして、徐々にコンテンツや機能を拡充
- MEXCBT(機能拡充版)については、11月1日から利用申し込みを受け付け、12月頭から、全国の希望する小中高校等での活用を順次開始
- 現在、約8400校、約250万人の児童生徒が登録。

R2、R3前期
(プロトタイプ)

- 全国数百校で実証
- 2,000問搭載
(全国学調等)

R 3 後期
(機能拡充版)

- 希望する全国の学校で活用
- 約2万問搭載 (年度内に順次追加)
(全国学調+地方学調
+ C B Tならではの問題等)
- 機能拡充 (年度内に順次機能追加)

R 4 ~

- 希望する全国の学校で活用
- さらに問題等を追加
- 全国学調C B T 試行調査等で活用
- 4月から通年で利用できるよう検討

学習eポータル概要

◎日本の初等中等教育(学校教育)に適した共通で必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステム

①学習の窓口機能

多様な学習リソース(デジタル教科書・教材, 各種ツールなど)の互換性のあるデータを学習eポータルで一覧的に可視化して活用することができる機能(個別最適な学び・協働的な学びへとつながる)

②連携のハブ機能

シングルサインオン等のアクセスの容易化など、学習リソースの利活用の連携のハブとして機能

(活用者が便利になるとともに、デジタル教材等事業者が個々のソフトごとに連携する手間が省けて不要なコストがかからなくなる。)

③文科省システム(MEXCBT)のアクセス機能

文科省が運用する公的CBTプラットフォーム(MEXCBT)へアクセスする機能

機能の 考え方

協調領域	ツール間の相互互換性を担保するため、国際標準規格などの汎用的な定義を行い、各ツールとも実装	・学習ツール連携機能 ・スタディログ受け取り機能
競争領域	協調領域以外の部分は、各社が創意工夫を行い独自に機能を実装	・ダッシュボード機能 ・時間割・スケジュール機能 等

◎2020年度及び2021年度の文科省学びの保障オンライン学習システム開発事業における文科省CBTシステム(MEXCBT)のプロトタイプ開発において、窓口機能として学習eポータルを導入(約14万人の児童生徒が試行)

◎ICT CONNECT21において、事業者、研究者により、学習eポータルの標準モデルや技術規格などを検討し、2021年3月に公表(<https://ictconnect21.jp/document/eportal/#standard>)。これらを踏まえ、各社が学習eポータル標準に則った機能を実装。

◎学習eポータルは、2021年12月現在時点では次の4つですが、今後さらに増えていくことが見込まれます。

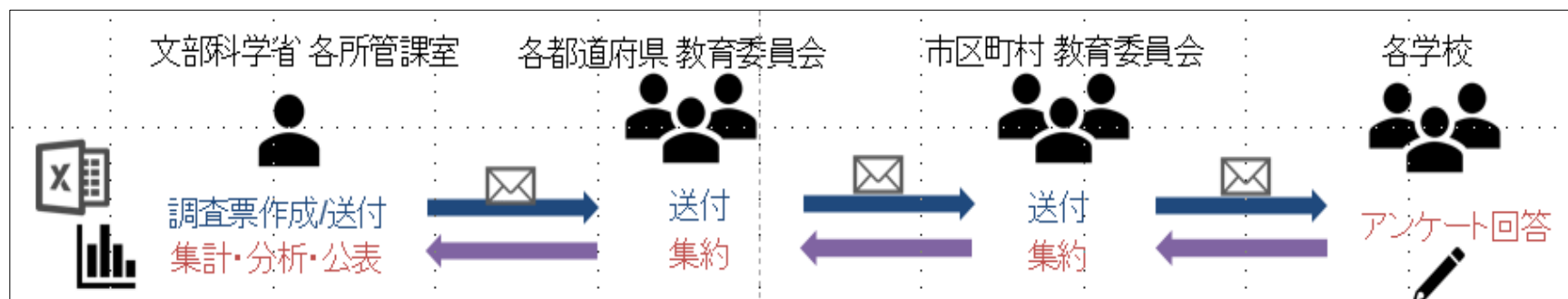
- L-Gate(株式会社内田洋行)
- Open Platform for Education(OPE)(日本電気株式会社)
- まなびポケット(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)
- Studyplus for School(スタディプラス株式会社)

※なお、MEXCBTを活用する際には、オンライン学習システム推進コンソーシアムが提供する学習eポータルを活用することも可能です。

共通ツールの整備：②文部科学省WEB調査システム（教育分野）

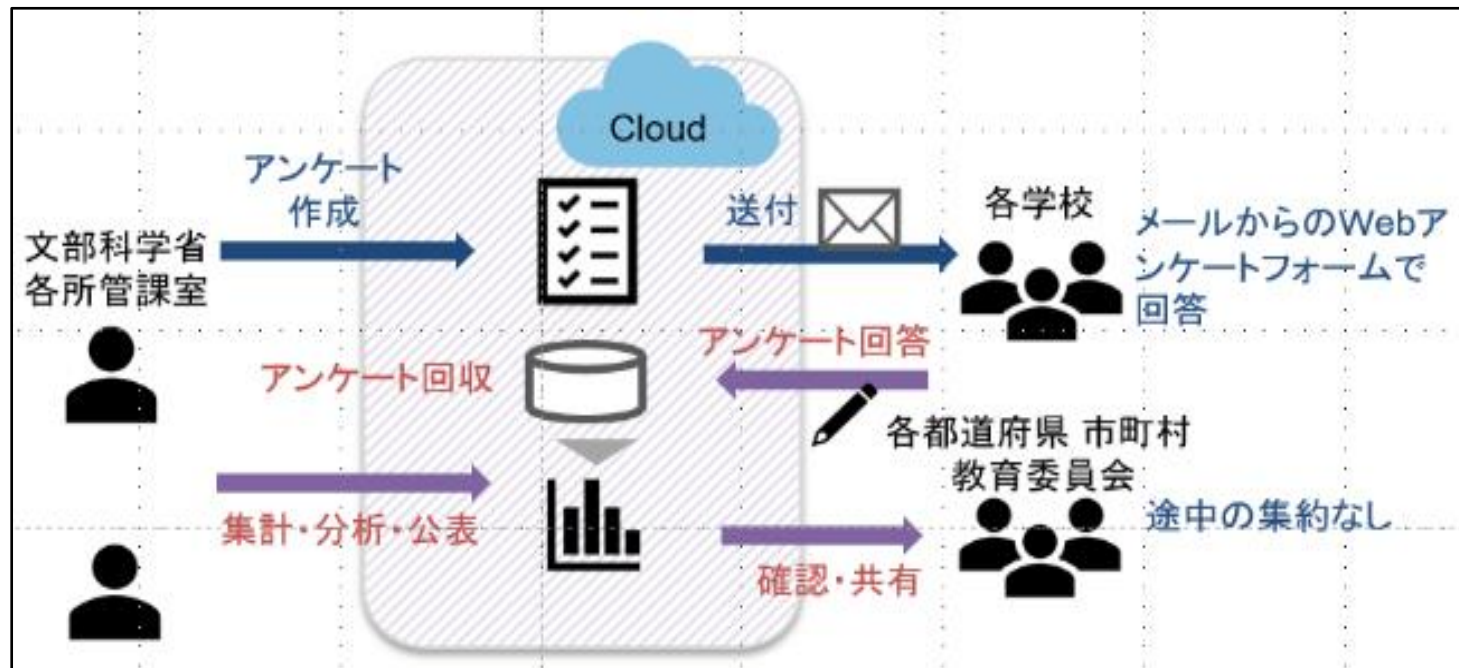
文部科学省WEB調査システムとは、

- ✓ クラウド上に直接学校等が回答をすることで自動集計・グラフ化等を可能とするシステム。
- ✓ 令和4年3月から試行開始予定。



Before

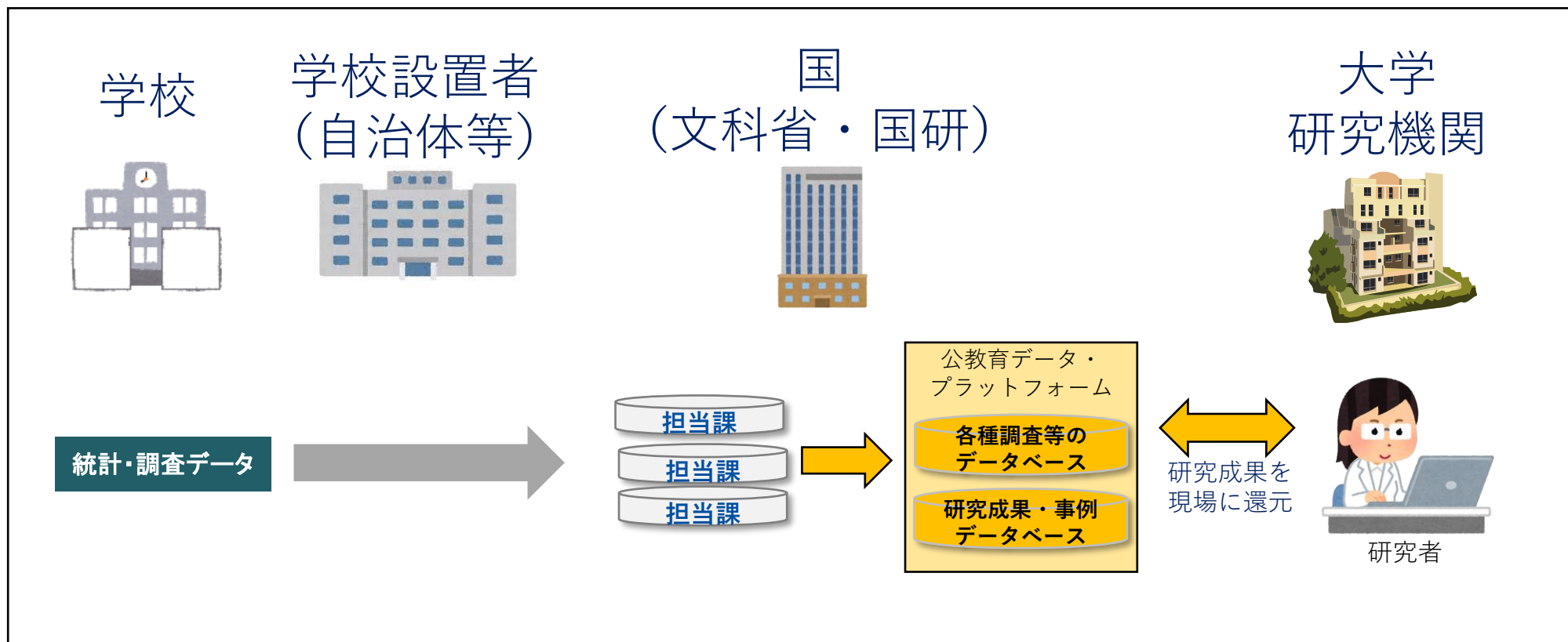
After



共通ツールの整備：③公教育データ・プラットフォーム

公教育データ・プラットフォームとは、

- ✓ 国の教育データや研究成果・事例を集約・公開するプラットフォーム
- ✓ 令和3年度補正予算において関係経費を計上
- ✓ 令和4年に試行版構築・運用開始。令和5年に試行検証・正式版構築予定



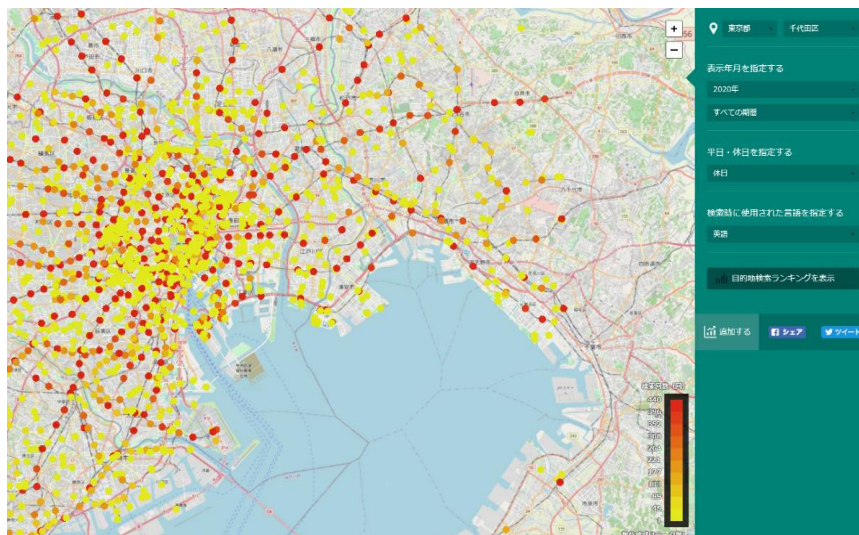
教育データの分析・利活用の政策立案・現場への活用

○教育データの分析・利活用の課題

- ・これまでも行われているものは成果や知見が散在しており、必要な現場に届いていない。
- ・各主体がバラバラと取り組んでおり、体系化され、すぐに活用ができるようになっていない。

○現場で役立つ知見を全国の必要な学校・設置者も享受できるように取組を進める。 (①知見の集約・整理・体系化・普及、②現場で役立つ知見の創出)

- ◇令和3年度中に文部科学省において「教育現場における教育データ利活用ガイドブック(仮称)」を公表予定。
- ◇令和4年度に国立教育政策研究所教育データサイエンスセンターに「公教育プラットフォーム」を構築予定



<https://resas.go.jp/tourism-foreigners/route>

Reviewed Research

Charter Schools					
January 2018					
EVIDENCE SNAPSHOT INTERVENTION REPORT (938 KB) REVIEW PROTOCOL					
Outcome domain	Effectiveness rating	Studies meeting standards	Grades examined	Students	Improvement index
English language arts achievement	++	4 studies meet standards	5-12	20,804	8
General Mathematics Achievement	++	4 studies meet standards	5-12	19,542	12
Science achievement	+	2 studies meet standards	6-12	18,712	11
Social studies achievement	+	2 studies meet standards	6-12	10,363	5
Student progression	0	1 study meets standards	9-12	852	--

<https://ies.ed.gov/ncee/wwc/Intervention/1188>

參考資料

CBTシステム（MEXCBT）の拡充・活用推進

令和4年度予算額(案)	527百万円
(前年度予算額)	562百万円)
令和3年度補正予算額	534百万円



文部科学省

背景・課題

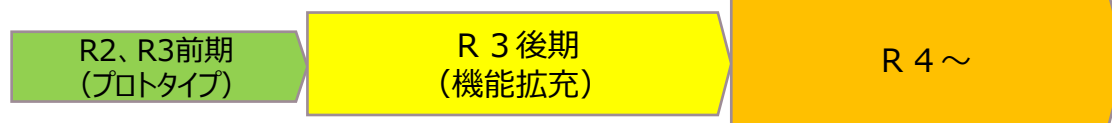
- 児童生徒がオンライン上で学習・アセスメントができる**CBTシステム（MEXCBT：メクビット）**について、プロトタイプの実証等を踏まえ、システムの機能の改善・拡充を行い、令和3年度に**希望する全国の小・中・高等学校において活用**を開始。
- 現在、初等中等教育段階での活用に加え、**大学等における**MEXCBTに対する期待が高まっている状況であり、更なる利便性向上などを実施し、活用を推進する必要。
- MEXCBT以外のシステムとも相互連携し、効果的な分析・研究をすることで、一体的に運用し、政策実践を改善する仕組みを構築。

事業内容

(1) MEXCBTの拡充・活用推進

- **文科省CBTシステム（MEXCBT）を、希望する全国の児童生徒・学生等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現**
- 大学等における活用の試行や、更なる利便性向上などを実施し、活用を推進

MEXCBT普及展開イメージ



- 全国数百校で実証
- 2,000問搭載 (全国学調等)

- 希望する全国の小中高等で活用
- 数万問搭載 (全国学調 + 地方学調 + CBTならではの問題等)
- 全国学調CBT化等を見据えた機能拡充・利便性の向上等 (補正予算※)

- 希望する全国の小中高等で活用に加え、大学等における活用も試行
- 搭載する問題・機能等は順次追加・改善

※令和3年度補正予算において、以下の機能改善に係る経費を計上
 ・全国学力・学習状況調査CBT化の対応機能
 ・特別な配慮が必要な児童生徒への対応機能 など



授業での活用

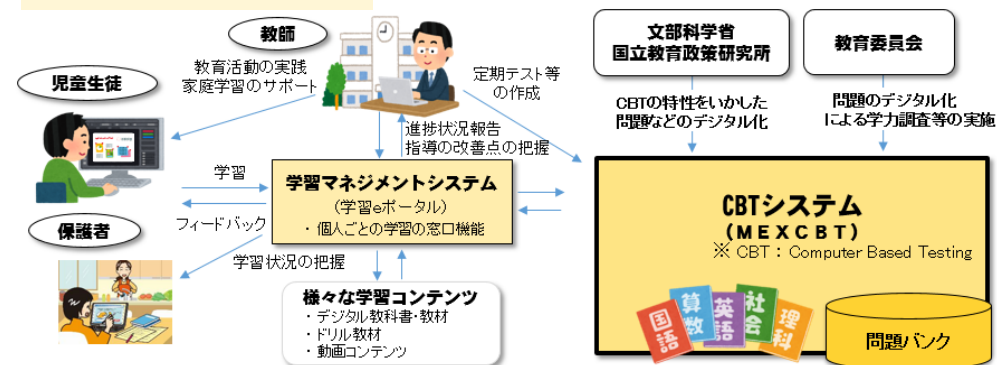
七尾市立朝日小学校HPより抜粋



朝学習での活用

橋原町立橋原学園HPより抜粋

MEXCBT活用イメージ



(教育データを活用して政策・実践を改善する仕組みの構築)

(2) 教育データの効果的な活用

- **MEXCBTの解答結果等を活用**し、初等中等教育から高等教育まで一貫したデータの標準化や教育データの分析等を行い、**現場へのフィードバックや新たな知見の創出**を実施

背景・課題

- 教育分野の政策立案・実施に当たり、これまではデータによる現状把握、それを踏まえた効果検証が十分ではない状況にある。GIGAスクール構想の進展により、教育データの利活用の可能性が広がる中、教育においてもデータの分析結果を効果的に政策に反映できる環境を整備することが必要である。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月閣議決定）において、教育政策等に資するエビデンスに関するプラットフォームの構築が盛り込まれており、「教育再生実行会議 第十二次提言」（令和3年6月）においても、教育データの収集・分析や大学・研究機関等への貸与等を行う公的な教育データプラットフォームの必要性が提言されている。

事業内容

我が国の教育データを活用した研究の拠点(ハブ)として、教育データサイエンス普及のための基盤整備、教育データ利活用に係る研究・支援を行う。

令和3年度補正予算と合わせて、国・自治体におけるデータに基づく教育施策の実施やデータを活用した新たな研究による知見の創出が可能となるよう、国の教育データや研究成果を集約・公開し、分析・研究等を行うことができる「公教育データプラットフォーム（仮称）」を構築し、その他のシステムとも相互連携して効果的な分析・研究をすることにより、教育データを活用して政策・実践を改善する仕組みを構築する。

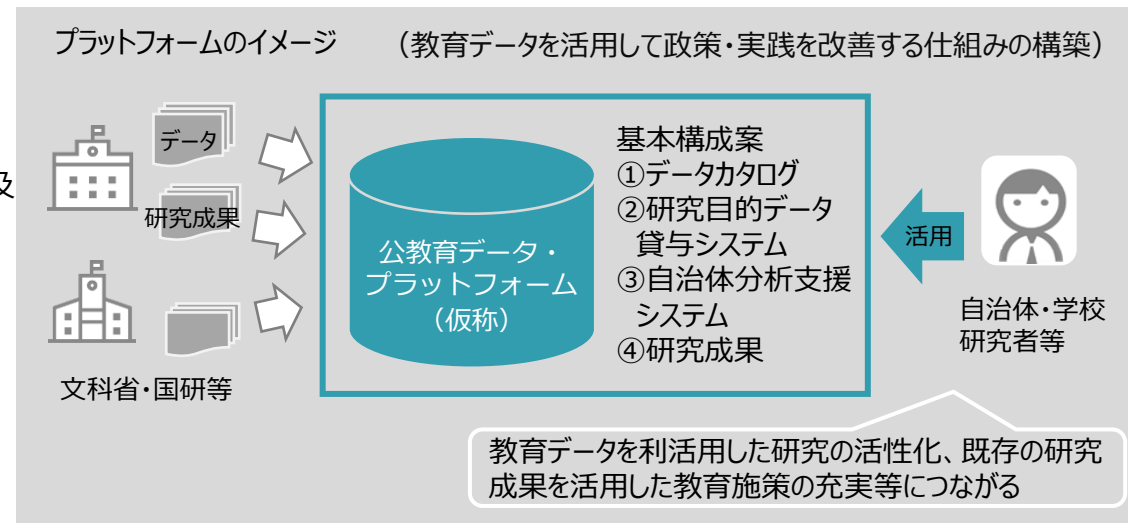
1. 教育データサイエンス普及のための基盤整備（326百万円）

- 「公教育データ・プラットフォーム（仮称）」構築 ※令和3年度補正予算

文部科学省・国立教育政策研究所等の①教育データの公開・管理、②研究成果の集約・共有を一元的に行うプラットフォームの設計・開発及び運用

2. 教育データ利活用に係る研究・支援（10百万円）

- 国保有データ等を活用した分析・研究
国が保有する各種調査データや自治体保有データを活用した分析・研究を実施
- 関係機関の研究ネットワーク構築
自治体・研究者等による教育データサイエンスの研究ネットワークを構築



アウトプット（活動目標）

- ・プラットフォームの構築
令和4年度 試行版公開
令和5年度 正式版公開
- ・研究ネットワーク構築、情報共有等の促進

アウトカム（成果目標）

- 初期～中期（令和6～10年頃）
- ・各種データの貸与件数の増加 *参考:基幹統計・一般統計の年間件数は300件程度
 - ・ネットワーク参加団体等の数（150団体等）
- 長期（令和10年～）
- ・貸与データを活用した研究の増加 *システム構築後件数を把握
 - ・6割以上の自治体がプラットフォーム掲載データ等を教育施策に利活用

インパクト（国民・社会への影響）

- データ駆動型教育への転換のための基盤整備
- ・データに基づく施策の立案・改善の促進
 - ・教育データを活用した研究の活性化、新たな知見の創出